

第9回 四万十川流域保全振興委員会 会議録（概要）

詳細

日 時	平成 20 年 3 月 18 日 13:00 ~ 16:00	場 所	高知グリーン会館 森林ホール
-----	--------------------------------	-----	----------------

資 料	資料 1 四万十川流域振興ビジョン（素案） 資料 2 重点地域の拡張について 資料 3 四万十川流域における重要文化的景観の取り組み
-----	--

概要

委員会の開催要件の充足

委員 15 名のうち 13 名の方が出席であるため、会の開催要件を充足。

（高知県四万十川流域保全振興委員会施工規則第 39 条第 3 項により、委員の半数を超える出席が必要）

本会の議題

1. 四万十川流域振興ビジョン（素案）について

四万十川条例に基づいて作成した、ビジョンの素案についての審議。

2. 四万十川条例に基づく重点地域（回廊地区）の拡張について

四万十条例に基づく、重点地域の振興の拡張についての審議。

3. 四万十川流域における重要文化的景観について

四万十川流域における新しい取り組みである、「重要文化的景観」についての報告。

1. 四万十川流域振興ビジョン（素案）について

事務局がパワーポイントを用いて以下の項目を説明。

1. 策定にあたって

- ・ H13 年 3 月に「四万十川条例」が制定
- ・ 四万十川流域の「保全と振興」のために、住民の意見、国の地方分部局等の長、流域市町の長、流域保全振興委員会の意見を聞きながら策定する。
- ・ H19 年度がビジョン（素案）作成、H20 年度はビジョン作成を予定とする。

2. 取り組みについての基本的な考え方

- ・ 四万十条例に基づき、流域の振興、生活環境の確保、自然と共生した農林水産業やその他の経済活動の活性化、多様な地域間交流などを定めるべき事項とする。さらにこれらを構成する要素として、問題点、課題点抽出のために 7 点に問題を分け、ワークショップでご意見を頂いた。今後、これらに対する意見を反映しながら、取り組み策を講じる。
- ・ 基本方針は「自然と人が共生する持続可能な自立・協働型の地域社会を構築し、全国の先進的なモデルを目指す」とし、キャッチフレーズ案として、「清流と人々の暮らしが織りなす、持続可能な四万十川流域社会を目指す（自然の保全・創造と地域の振興）」を提案する。

3. 施策体系と取り組み内容

- ・ いただいた意見を要約し、5 つの項目として、それらに対する取り組み内容を検討した。

4. 今後の展開

- ・「協働型社会」を目指して、流域住民・事業者・行政・地域の大学との連携と、やる気のある人をバックアップする仕組みと体制の構築を図る。
- ・既存ビジョンとの連携、情報共有によるヨコとの連携を強化する。

参考:流域における動きの紹介

- ・平成19年の4月～20年の2月までに掲載された、流域の記事一覧を紹介。

委員から出た意見

【自然環境について】

- ・森林の保全と活用という中に、水源涵養を明記する。
源流点の水源地近くに住んでいるが、水源地の荒廃や、生活のための飲料水などの減少を感じ、住民は不安に感じている。
- ・川の問題は内水面漁業の振興だけではなく、河床構造の変更を追記する。
日本生態学会では、河川に人工的に手を加えること（瀬や淵をつくるなど）で、魚種が増え、漁獲量が増えたという報告もある。今後、四万十川においても、河床の構造、水面下の構造に対してどう働きかけていくかということを検討する必要がある。
- ・既設の砂防堰堤等を取り除くことは難しいが、実態調査をし、場所によっては撤去することを検討課題とする。今後設置するものに関しては、スリットダムや穴あきダムなどを取り入れてはどうか。
- ・（質問）生活排水に関して、浄化槽では窒素はとれるかと思うが、リンはどうなるのか。
（県回答）一般的な浄化槽では窒素もリンも取れない。そのため、十和等では、浄化槽から出た排水路の所に四万十方式などの方法を導入している。新型の浄化槽では、窒素・リンが以前のものに比べるとあまり出なくなっている。
- ・現在、米国やカナダで輸出禁止になっているリンを資源化してはどうか。リービッヒの最少率の考えに基づくと、リンを削減することで、有害な赤潮の発生なども食い止めることが出来るのではないだろうか。
リービッヒの最少率：植物などが生育するとき、一番少ない養分に、生育が支配されて大きくなれないという論理
- ・環境意識の向上ともつながるが、環境対策と同時に、啓発活動・住民が正しい知識を身に付けることが必要ではないか。
そうでないと、リンの話にしても、資源化できるのなら合成洗剤などを使ってもいいのではないかと、というような捉え方をしてしまう可能性がある。

【生活について】

- ・資源循環型社会の実現のためには、森林資源やさまざまな場面に置いて、循環をさせる仕組みづくりが必要である。
梶原町では、森林資源をバイオマスエネルギーとして活用し、そのエネルギーを地域内で循環させる取り組みを実践している。
- ・資源循環型社会の実現を森林資源の保全・活用と併せてみたときに、今後森林資源の価値が上がった際にどのような仕組みをつくっていくかということが非常に重要となる。梶原などの先進地だけではなく、流域全体へ取り組みを広げていく必要がある。

- ・森林が経済につながり、それが乱皆伐にまで発展しないという分野について検討していただきたい。
- ・梶原や四万十市では全国的なモデルといえるので、その仕組みを流域全体に波及していけば、よい山づくりが出来るのではないか。
- ・国有林に関しては、四国の森林管理署との連携をしっかりと取る必要があるし、伐採に関しては情報を共有・交換していく必要があるだろう。

【産業について】

- ・環境保全型農業の実現とあるが、圃場整備ばかりを意識してしまうと、生物多様性という面が失われてしまう可能性がある。
四万十川の下流の方では、ツルの里づくりという運動が行われているが、ツルの生息のためには生物多様性が必要となる。そういったことが分かるためにも、住民運動をもっと盛り上げていく必要があるのではないか。
- ・県の中でも農業系・林業系・土木系と連携をしていってもらいたい。
- ・四万十市では実際的な取り組み（学校給食に地元農産物を提供するなど）を9年ほど行っているが、まだ産業化には至っていない。窪川、十和でも取り組まれている。これらをモデルとしていってはどうか。
- ・6次産業の振興とあるが、実態を活かした仕組みを取り上げて、地域に活かすことをやっていくべきだろう。
- ・流域内でも、市町が違えば、情報を知らない場合があるため、流域間でのネットワーク・仕組みをつくっていく必要がある。

【歴史・文化の保全・振興】

- ・川、谷、淵、滝にまつわる民話といった物語を掘り起こしてほしい。
それらを掘り起こすことで、地域の人が意識しだし、観光の素材ともなるだろう。
現在、川の淵と瀬の名称の聞き取りを行っているが、お年寄りが減り、だんだん分からなくなっている。そういった地域にまつわることについては、取り急ぎ始める必要があるだろう。

【交流の活発化】

特に意見はなし

【情報化の進展】

特に意見はなし

【その他の意見】

- ・ワークショップの参加者に文化・教育関係者が少ないのではないか。次回ワークショップ時には、地域の教員、教育委員会の方などに参加していただき、文化的な面も強調できるよう取り組んで頂きたい。
人数についても、参加者が少ないと感じるので、増やす必要があるのではないか。
- ・ビジョン素案の基本方針では、全国の先進的なモデルを目指すとされているが、流域全体が世界遺産となるところは世界に数えるほどしかないため、世界の中で先進的なモデルとした方がよいだろう。
- ・プランの個性、何かということが見えてこないため、全体像が把握しづらい。今後行政での対応

に注目したい。

- ・素案のまとめた部分だけを読むと、抽象的なため、実際できることや、誰がやるのかについて具体的にすることが必要ではないか。
- ・住民の意見が出やすいように、このビジョンを基とした、アクションプランを作成してはどうか。アクションプランとまではいかないにしても、ビジョンを実現可能な状態にまで噛み砕く必要があるのではないか。
- ・ワークショップの中で、各地域の限定プランについても検討出来る形を取ってみてはどうか。地域性も文化であるので、流域全体という考え方と併せて検討していく必要があるだろう。

2. 四万十川条例に基づく重点地域（回廊地区）の拡張について

事務局が資料2を説明。

- ・高知県四万十川条例に基づく重点地域（回廊地区）の指定にかかる告示の変更

以前は地番が確定できないため、回廊地区において、「河川法第6条第1項第1号に掲げる地域及び同法第100条の2第1項に規定する普通河川の区域が除く」となっていたが、回廊地区の指定については、地盤を指定する方法ではないため、「」内文章を除くこととした。

- ・重点地域の拡張について

文化的景観の取り組みについては既に景観法に基づく景観行政団体になっていた梶原町に続いて、平成19年9月には四万十市、中土佐町、四万十町、津野町が景観行政団体になり、四万十川流域5市町村が足並みをそろえて、重要文化的景観の選定に向けて、景観法に基づく景観計画と条例の策定に取り組んでいる。

重点地域の指定にかかる告示の変更により、重点地域を拡張し、四万十川本体も回廊地区とする。

委員から出た意見

- ・内容に関して、全員同意。
- ・資料にある、流域における許可数に関して、却下した件数はどうなっているのか。

県より回答：手続きの流れは、梶原町以外は今まで市町を經由し、県が審査して許可をしている。県の審査段階で協議をし、場合によっては書類などを直してもらいながら最終許可を出しているため、却下という形はない。

また、許可件数と許可数量という2つの項目があるが、これは、件数が申請数、数量というのが、申請箇所数であるため、1回の申請につき申請箇所が数箇所ある場合もあり、数量が多くなっている。申請箇所は電柱、電波塔が多いため、本・基を単位としている。

- ・申請の段階で、行政指導し、提出を断念したケースはあるのか。

県より回答：県の段階で許可基準の審査をしているため、そういったことはないが、市町の長に意見照会をかける際に、再検討をしてもらうケースは数件あった。

- ・許可基準について、どのようなものだったか、また自動販売機を囲うというような規制はなかったか。

県より回答：電波塔、自動販売機については色に規制、屋外照明については光の規制があるが、自動販売機の光などに対する規制はない。

3. 四万十川流域における重要文化的景観について

事務局がパワーポイントを用いて資料3を説明。

- ・四万十川条例は四万十川の保全と地域振興の調和・共存を目指し、公共工事の環境配慮指針や重点地域における民間の開発規制、「共生モデル地区」などの取り組みを行う。
- ・重要文化的景観の選定条件は、景観計画の策定、景観法に基づく規制条例を制定すること、また文化的景観保全計画を策定し、所有者などの同意を得ていること、である。
- ・文化的景観は平成4年に、文化遺産と自然遺産の狭間を埋める概念として、世界遺産に導入された。
- ・平成15年6月には文化庁で、農林水産業に関する調査研究が行われ、「有機的に進化する景観」の重要地域として180件が選出されたが、うち168件が四万十川に関する地域であった。
- ・四万十川流域においては、文化財保護法や景観法、高知県四万十川条例に等に基づいた、流域市町四万十川条例を制定する。また、四万十川においては流域5市町で協議会を設立し、互いの連携をはかっている。

委員から出た意見

- ・西土佐で舟母（せんば：帆かけ船）が復活しているが、追加できないか。
会長：現在の報告書は今月末締め切りなので、間に合わないかもしれないが、県の方から文化庁へ伝えてはどうか。
- ・景観のもつ意味もきちんと確認・追及することが、作業の前提となるだろう。一例ではあるが、梶原町の鍛冶屋はその耕地条件の悪さから、傾斜や土質に合わせて鍬を打ち分けるという高い技術を生み出している。その鍬によって維持されたのが、神在居という棚田であり、その背景、意味をも含めて面白いといえる。
- ・ネット等を用いた、アオサノリの養殖をしている景観などは、文化的景観に入るのだろうか。
会長：漁などの生業に関わるものは大丈夫である。ただし、道具もオリジナルのものを使うことが望ましい。
- ・全国的に行われてはいたが、現在も漁業として残っているのは四万十川くらいしかないような、柴漬漁等は、どういった扱いとなるか。
会長：四万十川にだけ残っているというようなものも大歓迎である。
- ・文化的景観は、街並み全体とされているが、1軒でも同意が得られなければ、出来ないものなのだろうか。
会長：同意が得られなかったところは外して登録することが出来る。ただし、その後同意が得られていない家には、改善命令や、改築時における要望などが届く。
- ・街並みと保存はいえ、そこに住む人々が、万が一の災害の際に対応できるような対策についても検討しなくてはならない。
- ・四国カルストはなぜ文化的景観の地区に入っていないのか。
会長：カルストで行われている畜産が源流域の川を汚していないという証明がされていない点と、風車が文化的景観であるという認識がまだ文化庁内では出来ていない点の2点から、今回は入っていない。

以上